

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○竹内委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

委員外ではありますが、本日は質問の機会をい
ただきまして、ありがとうございます。

早速、GX経済移行債について伺っていきたく
と思います。

皆さん御案内のとおり、この法案には、GX経
済移行債の発行総額は明記されていません。ただ
し、今年二月の基本方針には、今後十年間で百五
十兆円を超えるGX投資を官民協調で実現してい
くために、GX経済移行債を活用して二十兆円規
模の先行投資支援を実行する旨が記載されていま
す。

なぜ、百五十兆円のうち、GX経済移行債を活
用するその金額が二十兆円なのか、その根拠をお
答えいただきたいというのが一点。

もう一点、十五日の当委員会、GX経済移行
債について、二十兆円以上の発行を予定している
ものではないという浅野委員への政府答弁があり
ました。ということ、二十兆円未満となること

はあり得るのか、この点をお答えいただきたいと
思います。

○西村（康） 国務大臣 まず、今後十年間で二十
兆円規模とすること、基本方針に記載をして
いるところであり、これを基本方針に記載をし
てきたところであり、まさに諸外国の動向とか国際機関の
分析、各産業、企業の技術開発への取組の状況、
それから脱炭素の既存のプロジェクトなども参考
にしながら、GX実行会議あるいは関連する有識
者会議での議論を踏まえ、全体で、官民投
資、十年間で百五十兆円、それを実現していくた
めの必要な規模として定めたものであります。

工程表の中にお示しをしておりますとおり、具
体的には、再生可能エネルギーを含む非化石エネ
ルギーに六兆から八兆、それから、産業構造を変
えていく、製造業を中心に変わっていく、収益性の
向上に資する省エネ、燃料転換、これに九から十
二兆、そして、資源循環、脱炭素固定技術など新
技術開発に二兆から四兆というお示しをしており
まして、この見通しを示すことで民間投資も引き
出していききたいというふうに考えておりますが、
具体的に、何にどういうふうに使っていくか、現
時点では何か支援内容、配分などを全て決め切っ
ているわけではございません。

今後の革新的技術の実現可能性や、国際情勢も
変わってくると思っておりますので、そうしたことを踏
まえて、今の時点では決めずに、今後の動向、グ
ローバルな動向、そして技術開発の動向などを踏
まえて、進捗評価を定期的に実施し、必要な見直
しを検討していきたいというふうを考えておりま

す。

今後十年で二十兆円という支援の規模について
は、現時点でこれを変更する考えは、現時点で私
どもこれがベストだと思っておりますが、その上
で、まずは、この支援の効果的かつ効率的な実行
に向けて取り組んでいきたいというふうを考えて
おります。

その上で、今の時点で変えるつもりはございま
せんけれども、見直し条項に入っておりますとお
り、官民投資状況、あるいは特に技術開発の動向
を踏まえて、進捗を定期的に評価をし、必要があ
れば見直しも考えていくということで、三〇年
に向けてもまだ七年ありますし、五〇年に向けては
まだ二十年以上あるわけですので、どういうふう
に技術の動向が変わっていくか分かりませんので、
そういったことを踏まえて、状況を見ながら考え
ていきたいというふうに思っております。

○階委員 使途も規模も明確になっていないとい
うことを確認させていただきました。

その上で、この法案の七条一項で、GX経済移
行債で調達した資金の使途は、脱炭素成長型経済
構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する
費用ということになっていきます。極めて抽象的で、
解釈の余地が広い、そういうたてつけになってお
ります。

電気料金については、政府の割引支援が実施され
ておりますけれども、今、これを例にして考えて
みたいと思います。

まず前提として、電気料金は、現在小康状態か
もしれませんが、今後、電力各社の値上げが想定

されて、割引支援策も九月で終了するため、十月から国民負担は大きく増えるというふうに考えておりますが、大臣、この考え方で間違いないかどうか、お答えいただけますか。

○西村（康） 国務大臣 電気料金についての御質問でございます。

一月使用分、二月の請求分から激変緩和事業ということで値下げを行っているところであります。そして、規制料金の値上げ申請につきましては、直近の燃料価格などを踏まえて再算定を求めたところであり、かなり為替も変動しておりますし、燃料価格も低下傾向、石炭などは昨年の十一月が最もピークでそこから比較的下がってきておりますので、直近の燃料価格を踏まえて再算定を求めたこととあります。引き続き、必要な時間をかけて、丁寧かつ厳格に審査を行っていきたいというふうに考えております。

それと、今日、今朝の物価対策本部で私から報告させていただいたんですが、FIT賦課金について、再エネから買い取って、そして、市場で売る価格が非常に高いものですから、FIT賦課金が二円程度四月以降下がることが見込まれております。現在精査をしているところでありまして、これもまた、これはもう全ての、電気を利用している、高圧、特別高圧、低圧限らず、その程度を見込んでいるところでありまして、各家庭でいえば、標準的な家庭で八百円程度値下げが期待できるのではないかとということで、最終精査をしているところであります。

いずれにしても、規制料金の改定内容も含

めて、燃料費の動向もありますので、今後の状況を見ながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○階委員 一つ、電力会社の値上げ申請については、再算定ということで、取下げにはなっていないです。だから、再算定で値上げ幅が少し圧縮される可能性はあるけれども、なお値上げの可能性は高いということが一点。

それから、再エネ賦課金で二円割引になるという話もありましたけれども、今、政府の割引は七円ですから、これを加味したとしても五円、これがもし割引がなくなれば値上げになるわけですね。

ということ、私が申し上げたとおり、この秋以降、政府の割引支援がなくなれば、そして再算定により電力会社の値上げが一定程度あれば国民負担は増えるのではないかと。これは間違いないです。

○西村（康） 国務大臣 申請はそれぞれ各社によって幅がありますけれども、かなりのパーセントで、二割、三割、四割、こうなっておりますので、値上げ申請になっておりますので、これを、直近の燃料価格で、為替とか石油、LNGの値段、石炭の値段などで再算定するようにと申しておりますので、どういう形になるか、そこは見通しがまだ立っておりませんので、今厳正に審査をしているところでありまして、それを踏まえないかなりませんし、それから、二円程度は四月以降下がることを見込んでおります。

さらには、今回、一兆二千億円の地方交付金、

これは、電気、ガス、食料品の値上げ対策のものとして措置するというものを今朝決定をいたしましたので、五千億円分は厳しい世帯に支援をしていくということ、そして、七千億円分は、特別高圧であったり、あるいはLPガスの対策に主として使っていただけるように、私ども、お願いをしていきたいと思っておりますので、そうしたことを踏まえて、どのような形になっていくかはなかなか一言では申し上げにくいんですけども、いづれにしても、国民皆さんの負担、国民生活への負担、そして中小企業を中心とした事業への負担、こうしたものを見ながら、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○階委員 負担が増えないということはおっしゃいませんでしたので、この割引支援がなくなれば、そして電力会社の値上げ申請が再算定により認められれば、負担は増えるということは間違いないと思っております。

そして、ここからが本題なんですけど、先ほど言ったように、GX経済移行債は何に使えるかというところ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策、これに使えるわけですね。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のために電気料金の負担を軽減して当面の経済悪化を防ぐ必要があるといったようなロジックを立てれば、GX経済移行債で調達した資金を十月以降の電気料金の割引支援策の財源としても使えるようになるのではないかと、これが法文上の帰結ではないかと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○西村（康） 国務大臣 GX経済移行債を活用し

た先行投資支援は、まさに、排出削減と産業競争力強化、そして経済成長、双方の同時実現、これに向けた支援を行うものでありますので、今後十年間を目的に、社会システムや産業構造改革を前倒しするもの、これに使っていくことを想定しております。

したがって、電気料金、ガス料金の激変緩和対策、春以降に想定される全国の負担増も踏まえても、さきの総合対策において激変対策はもう実施されておりすけれども、その制度の趣旨に鑑みれば、先ほど申し上げたように、社会システムや産業構造の改革を前倒しするために使っていくという趣旨から鑑みれば、GX経済移行債の対象にはならないというふうに考えているところでありす。

○階委員 そこはならないとしても、家庭にしてみれば、どうやったら電気代の負担を下げるかということとは切実な問題なわけですよ。企業や家庭が省エネのために建物の断熱化を行う場合の支援金であれば、GX経済移行債で調達した資金を使うことができるのではないかと、法文上そのようにも読めるような気がするんですが、この点はいかがでしょうか。

○西村（康） 国務大臣 GX経済移行債の支援の対象についてであります。まさに、排出削減のみならず、経済成長、競争力強化についても重要な要件としておりますので、具体的には、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業とか、あるいは国内の人的、物的投資拡大につながるのか、技術革新、事業革新性があるとか、あるいは技術

的に削減効果が高い、直接的に排出削減に資するというふうなものが支援対象になると考えております。

御指摘の省エネ投資は、まさに、将来にわたってエネルギーコストが低減する持続性の高い事業で、ある意味、構造を変えていく、社会システムを変えていくものの一つだと思います。エネルギー価格が高騰する中で、ますますその重要性は増しているものというふうに思います。

そうした中で、例えば、住宅断熱性能を大幅に向上する設備の導入支援などを省エネ投資で想定しておりまして、今後、技術的に先端的な取組など、支援要件を、先ほど申し上げたような要件を満たすものであれば、対象となり得るものというふうに考えております。

○階委員 一定の場合で対象になり得るといことなんですが、大臣の御答弁の中で、この質問の前のレクでも担当者からも聞いたフレーズとして、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業、これが対象になるということなんです。

すなわち、民間では採算が取れない、そんなふうな事業を対象にするのであれば極めてリスクが高いわけですね、二十兆円規模の仮に投資をするのであれば、国がお金を出すのであれば、非常に危ういのではないかと思うんですが、この採算性というものは度外視するということを政府としては考えているんでしょうか。この点、確認させていただきます。

○西村（康） 国務大臣 先ほども具体例で挙げましたけれども、住宅の断熱性能を大幅に向上する

設備の導入、先端的な取組であれば支援対象になり得るといことですが、断熱性能を大幅に上げるけれども値段がめちゃくちゃ高いとなつてしまつと、これはなかなか導入が難しい。だから、この辺りは、その分、一定の支援を行つてできるだけ広げていく、そういう部分もありますので、例えば水素、アンモニアも、やがては広げれば価格は下がるけれども、まだ既存の燃料と価格差があるわけですので、その価格差、値差支援を行っていくとか、そういうことは対象になり得るものというふうに思っております。

ですので、当然、どの程度の支援をすればどのぐらい広がっていくのか、民間事業者として採算がどの程度取れていくのか、これは短期的な、今は高いけれども、やがて広がれば値段が落ちてくる、量産すれば落ちてくる、こういった見通しも含めて、そうしたことも当然勘案しながら対象は考えていくことになるというふうに思います。

○階委員 民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業というの曖昧で、ちよつと基準としてどうなのかなという気がしました。

三点目の二十兆円の支出方法については、ちよつと時間の関係で割愛します。

四点目の質問に移りたいと思うんですが、この二十兆円の償還の問題に移りたいと思います。償還原資である化石燃料賦課金についてなんです。償還期限である二〇五〇年度までに、この化石燃料賦課金で総額幾らの収入を見込んでいるのでしょうか。この点、お答えください。

○西村（康） 国務大臣 まず、法律案におきまし

ては、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入によって二〇五〇年度までの間に償還するという規定を明確に書いております。

今回の制度設計を踏まえますと、石油石炭税がもう下がってきておりますので、直線的に減少し、その減少の範囲内で化石燃料賦課金を導入するという仮定を置いた場合、石油石炭税の令和四年度の予算額は六千六百億円でありまので、二〇五〇年度までに、化石燃料賦課金の収入総額は九兆円程度となります。

それから、特定事業者負担金を再エネ賦課金の減少額相当で導入するとした場合に、仮に仮定をした場合、二〇一二年年度のFIT制度開始直後の三年間の利潤配慮期間、やや高めに設定をした期間がありますけれども、その認定を受けた相対的に高い額、三十二から四十円、キロワットアワー当たりですね、その事業用太陽光発電が年間約二・四兆円分ありますので、この買取り期間が二〇三二年以降順次終了し、買取り費用の減少に伴う再エネ賦課金の減少効果が見込まれるということから、両方から十分に償還可能なものというふうに考えておりますが、今後の詳細な制度設計、さらには制度の運用において、必要な対応をしっかりと考えていきたいというふうに思います。

○階委員 今、後半の方で特定事業者負担金に関するお話も少しされたように思いますが、まず、化石燃料賦課金のことについて、さつき九兆円という収入見込み、お示しありましたけれども、その確実性をちょっと確認したいんですね。

私が思うに、今日お手元の資料、お配りしてい

ますけれども、化石燃料賦課金は、このイメージ図、一ページ目のイメージ図ですね、これでいいますと下の方の濃い三角形の部分、これが化石燃料賦課金の今後の入ってくるイメージだと思っておりますよ。だんだんだんだん増えてきますけれども、ただ一方で、せっかく石油石炭税、努力してCO₂の排出量を減らして、石油石炭税の負担は減るけれども、その化石燃料賦課金がそれを埋め合わせる形で増えちゃうわけですね。ということは、負担が結局変わらないわけじゃないですか。

これで本当にCO₂削減のインセンティブになるのか。負担が変わらないのであれば、努力するかいがないような、そういう気がするんですね。けれども、先ほどは順調にこの化石燃料賦課金が増えていくイメージをおっしゃってましたけれども、本当にそうなるのかなと思うんですね。この点、どういうふうに考えていますでしょうか。

○西村（康） 国務大臣 二点申し上げたいと思いますけれども、一つは、二八年度から賦課金を導入する予定でありますので、それまでの間、今からいけばまだ数年ありますので、それまでの間に炭素排出を減らす取組をした企業は負担が少なくて済むということになりますから、それまでの間に先行投資という形で移行債を発行して支援をすることによって、早く取り組んでもらうということを進めていきたいと思っております。

他方、これは私、御指摘ですけれども、先ほどの御質疑の中では賦課が低過ぎるという御指摘を御党からいただきましたけれども、今は、御答弁させていただきましたけれども、是非、私どもと

しては、負担は上がらない形で、負担をできるだけ中期的に増えない形で、しかし、先行投資をすること、二〇三〇年四六%削減を目指していきたいというふうに考えているところです。

○階委員 ごめんなさい、ちょっと論点を明確にしたいんですが、この下の部分、細長い直角三角形みたいな部分、黒い部分ありますよね。これが本当にこのように推移するとすると、結局、この高さは、石油石炭税と合わせた高さは常に六千六百億ぐらいで変わらないと思うんですね。そうじゃないですか。

つまり、私が懸念しているのは、結局、両者を合わせた負担額が六千六百ぐらいで、業者にとっては変わらない以上、本当にCO₂削減のインセンティブになるんだらうかというふうに思ったんですね。いかがでしょうか。

○西村（康） 国務大臣 ちょっと繰り返しになりますけれども、まさに減っている部分は賦課金として使える範囲、上限であるということでありまして、これをどう使うかということがあります。それから、二八年度から入れますので、それまでに取り組んだ企業は低くて済むということですが、二八年度でどのレベルでどう入れるかというのはまだこれから考えていきますので、状況を見ながら負担は考えていきますが、一律にこの負担になるということではなくて、やった企業は低くなるし、やっていない企業はそれより高くなるということ、総和としては負担総額は増えないようにしようということでありまして。

○階委員 そういう御答弁があつたので、ちよつと質問の順番を変えて、私の通告だと七番のところを確認したいんですね。

今申し上げたとおり、ミクロで見ますと、頑張った事業者は負担が減ってくる、それはそのとおりにだと思えますよ。ただ、マクロで見ますと、負担総額は変わらないわけですね、このイメージ図のとおりいくと。ということは、頑張ったところは負担が減っていいんだけど、頑張らないところは今までよりも負担が集中してしまう。本当にこれでこの制度は回るんだろうかという気もするわけですね。

この点についてはいかがでしょうか。

○西村（康） 国務大臣 御指摘のように、全体としての負担は上がらないようにということで想定をしております。そして、早く取り組んだ企業は負担が低くということで、意欲ある企業の取組を促進するという効果があります。そして、全体では、その範囲内にしますけれども、御指摘のように、取組の遅い企業は負担が上がってしまうということはありません。

その負担額をどのように考えていくかというのは、今後の技術開発の動向とか、そういった国際状況によって、進捗状況を定期的に実施しながら、必要な判断をしていきたいというふうに思っておりますけれども、全体としては負担が上がらないように、さらに、取り組んでいない企業は上がっていくというのには当然そうなるんですが、その場合でも、御指摘のような、物すごく過度な負担で事業ができなくなるような、そういうことはな

いように、これは適切な運営はしていきたいと思っておりますが、基本は、やはりしっかり取り組んだ企業が低くなり、そうでない企業は、この間、数年間何もやらずにCO₂をどんどん出している企業は負担が上がるということは当然想定されることであります。

○階委員 合成の誤謬といえますか、しっかり取り組んだところはいいと思うんですよ。ただ、出遅れたところは負担が重くなつた結果、さつき九兆円を調達するという見通しも示していただけましかつても、本当にそれが可能となるんだろうかということ……（発言する者あり）

○竹内委員長 静かにしてください、質問中ですので。

○階委員 足立さん、ちよつとやじがうるさいです、静かにしてください。

ということが気になります。

それで、もう一つの特定事業者負担金について、収入の見込み総額、これがどの程度になるかということをお教えいただけますか。

○西村（康） 国務大臣 先ほど少し申し上げましたが、二〇二二年のFIT開始直後三年間は、利潤配慮期間ということで高めに、相対的に高い価格での買取りを想定しておりましたので、その期間の事業用買取り、太陽光発電の買取り費用は、単年度で約二・四兆円分あるということではありません。

そして、この買取り費用は、先ほども二円ぐらい四月から下がるということを申し上げましたけれども、買取り費用から、再エネ電気を市場で販

売した場合に得られる収入で回避可能費用ということで計算されますので、それを除いて計算されますので、市場が高いと当然低くなるわけですが、その部分は今後見通すことは非常に難しいですが、仮に、直近一年間の電力市場価格のように、これらと比べて電力市場価格がかなり高い水準で今後も推移すると仮定した場合、買取りの価格が少なくなるという保守的な試算、買取りというか賦課金が低くなるという保守的な試算においても、先ほどの三年間の利潤配慮期間に認定を受けた、相対的に高い価格で事業用太陽光発電の買取り期間終了によって、再エネ賦課金の総額は年間約一・四兆円で、機械的に試算をしますと累計で約二十兆円程度が減少するというふうに見込まれるところであります。

○階委員 ということは、この一ページ目のイメージ図というと、上の方の曲線ですね。ピークから二十兆円ぐらいは減る、単年度でいうと二十兆も減りませんよね。この面積のところ、なおかつこの面積、グレーの部分は、下の方は直角三角形になつていきますけれども、上の方はこの直角三角形の右上の方が、ちよつと角が取れているようなイメージじゃないですか。角が取れていないという前提で二十兆、こんなイメージでよろしいんでしょうか。

○西村（康） 国務大臣 まさに御指摘の下の方の石油石炭税の方は、仮に直線的に下がっていくとした場合には九兆円、上の方の面積は、これはちよつと変動がありますけれども、仮に仮定を置いて計算をしますと、約二十兆円程度、面積として

は見込まれるということになります。

○階委員 それで、不確定要素は、この角が取れているところなんですよ。この角が取れているところを誰が負担するかというのと、二ページ目の数式を書いてみますけれども、二ページ目の左下の図表七、化石燃料賦課金単価の①の数式を見ていただければ分かるかとおり、この角が取れている部分は、化石燃料賦課金単価に反映させるような仕組みになっているんですよ。

なぜこういう仕組みになっているのか私は理解できなかったんですけども、もしお分かりになれば、教えていただけないでしょうか。

○西村（康）国務大臣 ごめんなさい、この数式の特定事業者負担金のこととの関係ですかね。（階委員「そうですね。化石燃料賦課金、なぜそこが入っちゃっているのか」と呼ぶ）

基本は、法案にも示しておりますけれども、この一ページ目の図でいう石油石炭税にまあ相当するとか、炭素賦課金というのはそれに相当するものに近い考え方で、FIT賦課金というのは、電力事業を通じて賦課をいただいている分ということでありまして、この特定事業者負担金、いわゆる有償オークションで対応する部分という意味で、一応のそういう想定を置いてあるわけでありまして。

○階委員 確かに有料オークションですから、入ってくるお金、読めない部分があるので、足らず前が出るところがこの角が取れている部分なんだろうと思うんです。でも、これが化石燃料賦課金の方に上乗せされるような数式になっているので、

本当にそれが公平なんだろうかというふうには私には思いました。

いずれにしても、新しいこのGX経済移行債ですか、これで調達した金額、何に使われるか、そして、どのように償還されるか、この辺が非常に不透明なんですね。

私はその点で思い起こすのは、これは財務省に来ていただいておりますけれども、最後に御質問したいと思います。

財務省の方では、最近では、年に一回ではなくて数年に一回ですけれども、特例公債の発行に関する法律を国会で通しますよね。そのときは最大五年なわけですよ。一方、復興債を発行するときも法律を通しましたよね。あのときは、復興特別税とか、日本郵政の株を売るとか、メトロの株を売るとか、たばこの株を売るとか、いろいろなことをして、長年にわたって復興債は出すけれども、償還原資というか、それは明確にしていたと思っております。

その辺りが、今回のGX経済移行債では極めて漠然としていて、均衡が取れていないのではないかと思っているんですね。過去の特例公債とかあるいは復興債と比べて。何か法律上は財政法四条一項の例外にするみたいなことが書いてありますけれども、本当にこれを例外として認めていいのかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

今先生からも御指摘ございましたように、財政法第四条第一項では、非募債主義の原則を掲げま

す中で、ただし書において例外的に公共事業等に限り公債を発行できるとする建設公債の原則を定めてございます。

今般のGX経済移行債でございますけれども、特別の立法措置によりましてその発行が認められることから、法形式上はこの財政法第四条第一項の例外として整理をされる特例としての公債の一つというふうに考えてございます。

他方、このような特例としての公債の中におきましても、特定の償還財源を確保しまして、償還期限が定められた公債につきましては、これは財政規律の観点から、従来のいわゆる赤字国債とは違う性格を有するというところで、法律用語ではございませぬけれども、つなぎ国債と称しまして、過去におきましても、先生御指摘のとおり、復興債ですとか年金特例公債というものの発行を認めてきたところでございます。

このGX経済移行債でございますが、今、西村大臣からも御答弁ございましたとおり、化石燃料賦課金あるいは特定事業者負担金という償還財源、これが措置をされているというふうにご覧いただけます。あるいは、令和三十二年という償還期限を明示しているという意味で、その特別の立法措置を行った上で財政法第四条の例外として発行されるものでございまして、過去のいわゆるつなぎ国債と同様のものであるというふうに我々としては考えてございます。

○階委員 ここまで時間をかけて、いかに今回のGX経済移行債の償還財源が不明確だったり、使途が不明確だったりということを論じてきたわけ

ですよ。だから、復興債とは全然違いますよ。

そこで、私は、本来に財政法の例外として認めていいのかということをお尋ねしたんですけれども、ちよつと今の答弁は財務省としていかがなものかな、財政規律をどう考えているのかなということを疑問に思いました。

時間が来ましたので、終わりましたけれども、そういったことでGX経済移行債についてはいろいろ問題があるということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。